

**広島広域都市圏地域共通ポイント制度に係る  
加盟店等開拓のためのキャンペーン実施業務  
基本仕様書**

**1 業務名**

広島広域都市圏地域共通ポイント制度に係る加盟店等開拓のためのキャンペーン実施業務

**2 委託期間**

契約締結日から令和5年3月31日まで

**3 目的**

既存の広島広域都市圏ポイント（以下、「としポ」という。）加盟店等を含むキャンペーン参加店舗で買い物をすると、広島広域都市圏に関連した豪華賞品が当たるキャンペーンを行うことにより、としポが利用できる店舗の拡大及び加盟店等での消費促進を図る。

〈目標〉

令和4年度中に、としポが利用できる店舗数800店舗を達成する。

（参考）令和4年10月1日現在のとしポが利用できる店舗数 507店舗

※1 広島広域都市圏構成市町（28市町）

広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、美郷町、邑南町

**4 業務内容（提案を求める内容）**

前記3の目的及び目標を達成するため、次の(1)及び(2)の業務を実施する。

**(1) キャンペーン参加店舗の開拓について**

ア 既存のとしポ加盟店等及び広島市の事業に協力的な店舗へキャンペーン参加依頼を行うこと。

（広島市の事業に協力的な店舗の例）

いい店ひろしま受賞店舗、広島育ち地産地消協力店、食べ残しゼロ推進協力店、元気じゃけんひろしま21協賛店、「みんなのお店ひろしま」宣言店

イ 商工会等に対して、事業者へのキャンペーン参加の周知依頼を行うこと。なお、キャンペーン参加の周知依頼は広島市内に限るものではない。

ウ 事業者からの本キャンペーンへの問合せ窓口を設置し、問合せへの一次対応を行うこと。

エ 本キャンペーン参加店舗には、本キャンペーンを周知するための広報物の他に、G7広島サミットを周知するための広報物の設置を依頼すること。なお、G7広島サミットを周知するための広報物は委託者が用意する。

オ 開拓したキャンペーン参加店舗について、キャンペーン終了後も、としポ加盟店等としてとしポに参加してもらえるように、としポの目的や理念、参加することのメリットの説明を行うこと。

カ キャンペーン参加店舗は、1,000店舗以上を目標とすること。

## (2) 加盟店等で買い物をすることで、広島広域都市圏に関連した賞品が当たるキャンペーンの実施

### ア 実施方法

「としぽ-広島広域都市圏ポイントアプリ」の「貯める」機能を活用し、加盟店等を含むキャンペーン参加店舗で買い物をすると、広島広域都市圏に関連した豪華賞品が当たるキャンペーン（説明書 参考資料①の6ページを参照）を実施すること。

キャンペーンには、多くの対象店舗で買い物をすることが有利になるような仕組みを盛り込むこと。また、広島広域都市圏内での周遊を促すような仕組みを盛り込むこと。

キャンペーン参加店舗に設置する二次元コードを印字したPOPについて、受託者が用意し、各参加店舗に発送すること。

なお、POPに印字する二次元コードのデータ及びPOPに印字した二次元コードの読取状況に関する情報は、委託者から別途提供する。

### イ 実施場所

広島広域都市圏内とすること。

ただし、既にとしぽ加盟店等になっている企業で、広島広域都市圏外に店舗を構えている場合は、キャンペーン参加店舗として認めることとする。

### ウ 実施期間・時期

実施期間は、概ね1～2カ月間とすること。

実施時期は、受託者の自由な提案による。

### エ 広報周知活動

本キャンペーンの周知を図るため、戦略的な広報周知活動を行うこと。なお、活用する媒体は、広島広域都市圏内の市町の住民に対して広く効果的に周知できるものとし、種類は問わない。

### オ 住民からの問合せ対応

本キャンペーンに関する問合せ窓口を設置し、問合せへの一次対応を行うこと。

### カ キャンペーンの商品

賞品は受託者が用意し、発送すること。広島広域都市圏の特産品等、付加価値が高いものをラインナップすること。

## 5 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。
- (2) 制作したコンテンツについては、最初の放送、掲載、頒布及び配信等の日から最低1年間は、本市が無償で著作物の1次利用及び2次利用ができるものとする。
- (3) 制作に当たっては、第三者の権利（著作権及び肖像権等）を侵害しないよう十分調査・調整等を行うこと。

## 6 成果物の提出

制作したコンテンツは、すべて業務実施報告書とあわせて本市に納品すること。

映像、動画、画像コンテンツを制作した場合は、それらを収録したDVD3枚を納品すること（映像及び動画は、一般的な家庭用プレイヤーで再生可能なものとし、映像を動画配信データとしてデジタルサイネージでも放映可能な形式（WMV、MP4形式）で納品すること。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 実施体制等

#### ア 業務従事者等の選任

業務実施前に、窓口となる業務統括責任者及び業務担当スタッフを選任し、氏名、担当業務、連絡先等を記載した名簿を本市及び広島広域都市圏ポイント運営事務局に提出し、本市、受託者及び広島広域都市圏ポイント運営事務局の三者間で速やかに連絡が取りあえる体制を構築すること。

#### イ 業務実施計画書の作成

受託者は、業務履行開始に当たり、契約締結日から14日以内に業務実施計画書を作成し、本市に提出の上、承認を得ること。また、前記4に記載する業務内容についての数値目標を設定し、業務実施計画書中に記載すること。

効果的な取組とするため、各業務の実施に当たっては本市と広島広域都市圏ポイント運営事務局とで綿密な協議の上、業務を進めること。

#### ウ 協議等の実施

本市又は広島広域都市圏ポイント運営事務局が対応可能な場合において、受託者は業務の実施に伴い必要と認める事項について打合せ又は協議を申し出ることができるものとする。

なお、打合せ、協議事項については、協議事項を事前に本市及び広島広域都市圏ポイント運営事務局に連絡すること。

#### エ 議事録の作成

打合せや協議を行った場合は、議事録を作成、提出し、本市の承認を得ること。

#### オ 効果検証の実施

各業務の実施結果を踏まえて取組内容の効果を検証し、ターゲット層へのアプローチ状況等について分析を行うこと。

#### カ 業務実施報告書の作成

受託者は、令和5年3月31日までに業務実施報告書を作成し、前記6の成果物と合わせて本市に提出し、承認を得ること。業務実施報告書には、実施内容の他、イで作成した数値目標の達成状況及びオで行った効果検証結果を記載するものとし、実施した取組結果に基づき、次年度以降の運用において効果的と考えられる取組に係る提案を記載したものとする。

### (2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知りえた秘密を、契約期間中、契約期間終了後及び契約の解除後のいずれにおいても第三者に対して漏洩しないこと。

### (3) 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分に留意し、情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止、その他個人情報の保護のために必要な措置を講じること。

また、個人情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざん等の事故が生じ、又は生ずる恐れがある場合は、直ちに本市に報告し、その指示に従うこと。本業務が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

### (4) 法令等の遵守義務

受託者は、本業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

## 8 その他

- (1) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、本市及び受託者が双方協議の上、別途必要な事項について決定するものとする。
- (3) 本業務を実施する上で必要となる資料及びデータがある場合は、それが本市が提供可能なものであり、かつ、本市が必要と認める範囲内において提供する。